

ベルmont公園身障者用駐車場の利用規定



Q&A

だれでも利用できますか？利用料金はいくらですか？

利用できる方は、次の表に該当する
場合です。
利用料金は発生しません。

学校等	学校教育法第1条に規定する学校並びに同法第124条に規定する専修学校、または児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設の園児、児童及び生徒
介護等	介護保険法第8条24項に規定する介護老人保健施設、老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームの利用者
その他	足立区立公園条例施行規則第13条2項(2)に規定する身体障害手帳を所持し、申請時に掲示した利用者、または区長が特に認める場合

Q&A

駐車による責任分担はどのようになっていますか？

以下を承諾していただいた場合のみ、ご利用可能です。
申請された時点で、以下をご承諾済みとさせていただきます。

- ①車止めの取り外しから再設置までの駐車場の利用期間に、駐車が要因となる事故が発生した場合は、申請者の責任において解決すること。ただし、区またはベルmont公園事務所の責に帰すべき事由により生じた損害については、この限りではない。
- ②駐車場の利用により、申請者が公園施設に損害を与えた場合は、申請者の負担により原形復旧すること。
- ③他の公園利用者の遊戯等により、駐車中の車両に損害を被った場合は、当事者間で解決すること。区及びベルmont公園管理事務所は、責任を負わないものとする。

Q&A

申請期間、利用時間に決まりはありますか？

申請受付期間	1か月前から前日の午後5時まで
利用可能時間	午前9時から午後5時まで 1回あたり1団体2時間まで

Q&A

利用の手順はどのようにすればよいですか？

前日午後5時まで

「申請書兼駐車券」をFAXでベルmont公園事務所に送付する。

※利用不可な日時の場合は、ベルmont公園から電話で連絡いたします。
日時調整後、確定した日時で再度FAXしてください。

※同行者に健常者の方がいない場合は、事前にご相談ください。

開始時

☑利用団体の方が入口車止めを外して駐車してください。

☑事前にFAXした「申請書兼駐車券」はダッシュボードに掲示してください。※団体の場合

☑公園スタッフ(事務所または公園内で作業中)に声をかけてください。

終了時

☑出庫後、利用団体の方が入口車止めをもどしてください。

お問合せ

ベルmont公園 電話・FAX 03-3852-6650